

平成 26 年第 410 回信濃町議会定例会 12 月会議会議録 (2 日目)

(平成 26 年 12 月 9 日 午前 9 時 47 分)

●議長 (小林幸雄) おはようございます。ご苦勞様でございます。ただ今の出席議員は 14 名全員であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程第 1、一般質問を行います。質問時間は、最大 1 時間をめどに質問者、答弁者は進行にご協力を願います。申し合わせにより、関連質問は 1 名を許可いたします。また、答弁者及び質問者の都合により、質問の順序を変更することがありますので、あらかじめ、ご承知願います。関連質問につきましては、あくまで主たる質問者が行った内容についての矛盾点や食い違いについて質すものであります。あらかじめ、用意した質問やその内容とかけ離れた質問とならないよう、慎重をお願いいたします。なお、質問者と質問者の間に 10 分程度の休憩を取ることといたします。

通告の 1 荒井賢蔵議員

1. 町民を守るための具体的施策と公約の具体的内容について
議席番号 8 番・荒井賢蔵議員。

◆8 番 (荒井賢蔵) 議席番号 8 番・荒井賢蔵です。質問に入る前に、先日の白馬村を中心とした、長野県神城断層地震で被災された皆さんに、心よりお見舞いを申し上げます。家屋の倒壊や怪我人はおりましたが死者が 1 人もなかったことは不幸中の幸いでした。地震発生後、すぐに近所の皆さんで家の下敷きになっていた人を助け出していたところが、テレビで放送されておりましたが、学ぶべきことがあったなと思っております。いずれ、機会があればこの場で取り上げたいとも思っております。

さて、まずは、町長当選おめでとうでございます。今日は、地方自治体の長として、国の悪政から住民の安全や生活、また権利を守っていく決意を、これから 4 年間信濃町のトップとして、行政を行なう町長に選挙公約をどのように実践していくのか、その決意と覚悟を、また、その基となる政治姿勢を伺います。質問時間が限られております。答弁は簡潔に、そして具体的にお答え願いたいことを最初をお願いをしておきます。

はじめに政治姿勢について伺います。安倍自公政権は昨年 12 月、多くの国民が反対する中、特定秘密保護法を強行採決いたしました。更に今年の 7 月には集団的自衛権行使容認を閣議決定いたしました。特定秘密保護法は、明日 12 月 10 日に施行になります。信毎紙上で「私は訴える」として連載されておりますが、その 3 回目のところをちょっと読んでみたいと思います。これは、学生さん達が立ち上げた、反対運動のリーダーの方であります。この人たちは、この 2 つの問題を指摘しているということでもあります。

「一つは、プロセスに問題があると考えたから、この法律が昨年 12 月に成立する前、多くの人が反対し国会での継続審議を求めたのに、安倍政権は採決を強行した。賛成と反対の数に圧倒的な差があっても、きちんと議論して、懸念を解消するのが民主主義だと考えている。もう一つは、法律の内容に危険性を覚えたから。」こう言っています。そして「日本は情報の管理がずさんで公開制度も整っていない、こうした状況でこの法律が

平成 26 年第 410 回信濃町議会定例会 12 月会議会議録 (2 日目)

施行されればどうなるのか、秘密の指定期間も最大 30 年、場合によっては 60 年、それ以上長すぎると、国民が知らないまま違法な秘密が長期間隠されたり、知る権利が侵害されたりする恐れがある。行政内部に、ことを全て即座に公開しろと言うほど僕らは単純じゃない。外交上の理由などから秘密にせざるを得ないこともあると思う。でも指定できる期間が今のように長いと、問題がある秘密に関わった担当者は誰も責任を取らない、それが正しい姿か。」このように言って問題点を指摘しております。そこで、全くまともなこの意見だなとは思いますが、で、どのようなことを秘密に指定するのか、そして、監視機関を設置するから問題はないと言いながら、監視機関の委員は政府の任命による、と、全く機能を果たせない内容になっています。このことにより、何が懸念されるかといえば、報道の自由や、内容によっては国会での質問追及さえも縛られることが懸念されています。先日も弁護士会の声明が出されましたが、特定秘密保護法、集団的自衛権行使容認により、日本が時代を逆行し戦争をする国になることを懸念しておりました。このような状況の中、横川町長はこのことに対してどのように考えるのかを、まず伺います。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) おはようございます。冒頭、私自身に対しまして祝意のお言葉を頂戴いたしましたことに対しましてですね、まずもって御礼を申し上げさせていただきます。

さて今、国の秘密保護法案、そしてまた集団的自衛権行使の問題についてお尋ねでございます。元々、国のいわゆる外交、防衛問題につきましても、私自身、国の基本的な事務であるという認識に立っております。その上で、今ご質問賜りました、両法案、法案と言いますか、特定秘密保護法そしてまた防衛問題についてですが、特にこの秘密保護法につきましても、今申し上げましたように防衛や外交、そしてスパイ防止やテロ防止の 4 分野について、全部で 55 項目を対象に、政府が安全保障上の取得が必要と判断した情報を、特定秘密に指定するという内容の柱というふうに認識をしております。今、議員よりご指摘がありましたように、そのプロセスの中で大変急な強行採決といわれるような結果として採決をされた、という経過も踏まえて、私自身も、この辺の経過については残念な出来事だなというふうに思っているところでございます。しかし、集団的自衛権行使も含めて、今申し上げましたように多くの国民の皆さんに疑念もあることも踏まえて、今後の中で国民の理解が得られるように、極めて慎重にかつ適切な運用を望むところでございます。今、ご質問いただいたことについて、私からの答弁とさせていただきます。

●議長 (小林幸雄) 荒井賢蔵議員。

◆8 番 (荒井賢蔵) 町長もご承知と思いますが、集団的自衛権行使は国民を守るもので

平成 26 年第 410 回信濃町議会定例会 12 月会議会議録 (2 日目)

はなく、アメリカと一緒に海外で戦争できるようにするというものであります。日本の自衛隊が米軍と一緒に戦争し、日本の若者が、殺し、殺される危険があるわけがあります。自治体の長として、信濃町役場が自衛隊員の募集を行うことをやめるべきだと思いますがどうですか。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) 自衛隊の募集については私の承知している分野では、一つの法律に基づいて自衛隊の募集をしているという認識でございますので、そのことをやめるということについては、私自身、今の段階では考えてございません。

●議長 (小林幸雄) 荒井賢蔵議員。

◆8 番 (荒井賢蔵) 中川村の曾我村長は、このことに関連して、「安倍政権は集団的自衛権の行使容認の閣議決定をしたが、行使を容認する限り、私は積極的に自衛隊員募集をすることが出来ない。行使すれば村の若者がアメリカの下働きをさせられ、命の危険にさらされることとなります。もし亡くなるなんて事が起きてしまったら、募集に協力した自分のせいだと思わざるを得ません。」と、新聞紙上で言うておられました。私は曾我村長のこの考えこそ、真面目に住民の命と暮らしを守ろうとする首長として考えなければいけない内容ではないかと思いますが、それでも横川町長は募集をするというふうに考えているんですか。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) 今、前提になっているのが、そのいわゆる国の外交、防衛の問題でございます。その上に立って申し上げているわけございまして、その事については私自身、まず、国の大事な分野であるという事を認識しているわけでございます。そういった意味で、市町村としての責務としては、その責務に従って、法律に従って進めていくという立場でございます。

●議長 (小林幸雄) 荒井議員。

◆8 番 (荒井賢蔵) この中川村の村長のこういう考え、これについては理解できますか。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) それぞれの市町村長のお考えがあるというふうに思います。で、私自身、その村長さんですか、その発言についてコメントする事は差し控えさせていただきます。

平成 26 年第 410 回信濃町議会定例会 12 月会議会議録 (2 日目)

きたいと思います。

●議長 (小林幸雄) 荒井議員。

◆8 番 (荒井賢蔵) コメントする、してくれと言っているのではなくて、こういう考え、自分がその募集をしたことによって、そして若者がね、戦争でもし死んだらそれは大変なんだ、という思いが込められている内容であります。是非そこは一つ、頭へしっかり入れておいて貰いたいというふうに思います。私達、日本共産党は、これからも特定秘密保護法、集団的自衛権行使容認が改正、撤廃されるまで頑張ることを表明し、次の質問に移ります。

次に原発問題であります。日本は地震大国と言われ、先日の長野県神城断層地震のように大きな地震がどこでも、いつ何時起こるか分からないことが証明されました。安倍総理は原発再稼動を進めようとしております。まず九州の川内原発を再稼動させ、それを突破口に次々と原発再稼動を認めようとしております。信濃町は柏崎刈羽原発から 80 キロ圏内です。昨日の町長の開会挨拶で、町民誰もが、どこでも、生き生きと暮らせる町づくり、とありましたが、そのためにも東電に対し、また国に対して原発再稼動をしないよう、また、原発を廃止するよう要求すべきと考えますが、町長の考えを伺います。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) 原子力発電の再稼動に関するご質問でございます。私自身、2011 年の 3 月 11 日に発生した、いわゆる福島原発事故、これについてはですね、本当に全く自己責任のない事故によりまして、まさに家を奪われ、そしてまた土地を奪われ、さらに仕事まで奪われて、今なお多くの被災者が避難生活を余儀なくされているということに対しましては大変心が痛むものでございます。この事故の教訓に学び 2 度と事故を起こさないために、その後、国においても原子力規制委員会を設置しまして、新規制基準の下に審査を行なっているというふうに承知をしております。極めて危険な事故につながりかねない原子力発電については議員ご指摘のように、国民誰もが多かれ少なかれ問題意識は持っているというふうに思っています。一方で、日本の経済活動等々の兼ね合いもあると思っておりますが、厳しい規制の新規性基準に基づき専門的分野で協議されている、原子力規制委員会の存在に結果を期待するところでございます。私自身、再稼動について、しないように、という申し入れをする考えは今のところ持ち合わせておりません。

●議長 (小林幸雄) 荒井議員。

◆8 番 (荒井賢蔵) 私は原発は絶対再稼動してはいけない、原発は廃止をするべきだと

いう観点で、今年の 5 月 21 日に出された福井地裁の判決文を引用しながら、何故原発はいけないのかということ、町長をはじめ原発は必要だと考えてる皆さんに理解していただくために、判決内容を紹介したいと考えます。この判決文は 68 ページからなり、別に資料が添付されておりました。旧ソ連、ウクライナ共和国でのチェルノブイリ原発事故、アメリカのスリーマイル島の原発の重大事故、さらに今回日本の福島で重大な原発事故が起きたことは皆さんもご承知だと思います。判決内では、福島原発事故を詳しく引用し、メルtdown、メルトスルー、炉心溶融と炉心貫通でございますが、を起し、大量に放射性物質が外部に放出される事態になったとしております。そして、本件訴訟において、人間の生命、健康の維持と、人にふさわしい生活環境の中で生きていくための権利という、根源的な内容を持った人格権に基づいて差し止め訴訟がなされているとして、伊方最高裁判決や、それに言及しながら原発の過酷事故が起こった場合の原子力施設の従業員や、その周辺住民等の生命、身体への重大な危害を及ぼす危険を踏まえ、求められるべき安全性については、社会一般人が過酷事故の危険を現実的なものと認識して、その発生に怯えながら生活する必要のない程度のものであることを要する、としています。以上の点から、町長、この判決の、今のこの内容から、東電、国へ再稼動しないようにとの申し入れ、あるいは今までの町長の考えを変えるつもりはありませんか。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) 今のその判決内容等々も踏まえて、国の方も対応されていることだというふうに私は思っております。そういう中で、今、規制委員会、新規制基準といいますか、そういうことに基づいて厳しい審査の下で進めておられる。そういう中で、進めているということ承知しながら、その事に対して私自身、再稼動を停止するようと言うような考えはまだ持っておりません。

●議長 (小林幸雄) 荒井議員。

◆8 番 (荒井賢蔵) 判決文では使用済み核燃料にも言及しております。こう言っているんですね。「仮に使用済み核燃料の再処理が出来たとしても、再処理の後には高レベル放射性物質が残り、冷却しながら 30 年ほど貯蔵され、その後地層処分されることになっているが、少なくとも数万年は外部に放射性物質が漏れ出さないように管理しなければならない。しかし、地層処分にするにしても、数百年程度であれば、外部に漏れ出さないようにする事は可能かもしれないが、数万年となると歴史的にいつて、旧石器時代から現在までという長さであり、いわば工学の範囲外である。使用済み核燃料ないし高レベル放射性廃棄物の危険性及び、恒久的な管理の非現実性からすれば、このような後世に対する負の遺産を本件原発の運転によって、これ以上増やすことは許されない。」このように、運転することを認めない理由を言っております。町長はこの内容は理解できますか。

平成 26 年第 410 回信濃町議会定例会 12 月会議会議録 (2 日目)

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) 基本的に、今住んでいるといえますか、暮らしている国民が、後世の国民生活にも責任を持つ、そういう立場については理解できます。

●議長 (小林幸雄) 荒井賢蔵議員。

◆8 番 (荒井賢蔵) 理解するというのは、核放射性物質が処理に何万年も掛かるという、やはりそういうものが危険なんだよという内容、これ、判決文の中で言っているわけですよ。その事は理解できるかと言っているんです。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) そういうことについては基本的には理解できます。

●議長 (小林幸雄) 荒井賢蔵議員。

◆8 番 (荒井賢蔵) 町長、それなら、私は要求すべきだと思うんですが、そういう、再稼働をやめるようにというふうな考えになるべきだと思うんですが、そこはどうですか。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) なかなか難しいご質問ですが、私自身、先ほど言いましたように、国の動向としてそういう厳しい新規制基準の中で、今進めているということに対して、そのことをもって期待をしているということですので、今申し上げるのはその程度でございます。

●議長 (小林幸雄) 荒井議員。

◆8 番 (荒井賢蔵) 判決文では人格権にも触れているんですね、こう言っているんです。「人格権は憲法上の権利であり、憲法 13 条、25 条です。また、人の生命を基礎とするものであるが故に、我が国の法制下においては、これを超える価値を他に見出すことは出来ない。したがってこの人格権、とりわけ生命を守り、生活を維持するという人格権の根幹部分に対する具体的侵害の恐れがあるときは、その侵害の理由、根拠、侵害者の過失の有無や差し止めによって受ける不利益の大きさを問うことなく、人格権そのものに基づいて侵害行為の差し止めを請求できることになる。人格権は各個人に由来するものであるが、その侵害形態が多数人の人格権を同時に侵害する性質を有する時は、その

差し止めの要請が強く働くのは理論当然である。」このように言っているわけでありませう。つまり、電力会社が差し止めによって受ける不利益の大きさを問うことなく、人格権はそのものに基づいて、侵害行為の差し止め請求が出来るというふうには言っているわけだ。その上で人格権は個人に由来するものであるが、侵害の形態が多数人の人格権を同時に侵害する場合、つまり福島で今でも、未だに 13 万人の避難者がいるようなことの場合は、その差し止めが強く働くのは当たり前だとしているんです。そして、更に判決で「原子力発電所の稼働は、法的には、電気を生み出すための一手段に過ぎず、憲法上は人格権の中核部分より劣位に置かれるべきものである」としています。更に「大きな自然災害や、戦争以外でこの根源的な権利が極めて広範に奪われるという事態を招く可能性があるのは、原子力発電所の事故の他には想定しがたい。」このように、原発の恐ろしさ、これを言っているんです。そして、その上で差し止め請求が出来る範囲を原発から 250 キロメートル圏内というふうにしております。従って信濃町は当然権利があるという事になります。やはり信濃町として、東電や国に申し入れるべきだと考えますが、再度、町長の考えを伺います。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) 私自身、その判決文というものの手持ちもなく、事前に承知しているわけではございません。そういう中で、その辺の判決文等々またよく見させていただきまして、対応も含めて考えたいと思います。

●議長 (小林幸雄) 荒井賢蔵議員。

◆8 番 (荒井賢蔵) 「福島原発事故においては 15 万人もの住民が避難生活を余儀なくされ、この避難の過程で少なくとも入院患者 60 名がその命を失っている、家族の離散という状況や劣悪な避難生活の中で、この人数をはるかに超える人が命を縮めたことは想像に難くない。」と、判決文の中では指摘しています。信濃町に近く、世界最大で 7 機の多数の原発を有する柏崎、刈羽原発で福島事故をはるかにしのぐ大災害になるのは間違いありません。町長そのことは認めますか。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) 原発事故そのものについては、まさに福島原発の事故が物語るように、大変広域な部分に極めて重大な影響のある事故に発展しかねないということは、今までもそうでございます。そういう認識は当然持っております。

●議長 (小林幸雄) 荒井議員。

◆8 番 (荒井賢蔵) 更に判決ではこのように言っているんですね。ここで言っている被告というのは電力会社のことであります。「被告は、本件原発の稼動が電力供給の安定性、コストの低減に繋がると主張するが、当裁判所は極めて多数の人の、生存そのものに関わる権利と、電気代の高い低いの問題等を並べて論じるような議論に加わったり、その議論の当否を判断すること自体、法的には許されないことであると考えている。我が国における原子力発電への依存率等に照らすと、本件原発の稼動停止によって電力提供が停止し、これに伴って人の生命、身体が危険にさらされるという因果の流れは、これを考慮する必要のない状況であると言える。被告の主張についても、本件原発の再稼動停止による不都合は、電力供給の安定性、コストの問題にとどまっている。このコストの問題に関連して、国富の流出や喪失の議論があるが、たとえ本件原発の運転停止によって、多額の貿易赤字が出るとしても、これを国富の流出や喪失と言うべきではなく、豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していることが国富であり、これを取り戻すことが出来なくなることが国富の喪失であると、当裁判所は考えている。」このように言っている。つまり、電力会社や自民党などがよく言う、原発の方がコストが安くあがる、だから原発は再稼動すべきだという論法を厳しく批判しております。その上で、自民党が言っている国富の流出、喪失論は根本的に間違っている。「豊かな国土と、そこに国民が根を下ろして生活していることが国富であり、これを取り戻すことが出来なくなることが国富の喪失だ」というふうに言っているんです。町長はこのような考えは理解できますか。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) 国民誰もが、いわゆる、まさに国富、国の富ですね、そういうことがある上で享受をして、それぞれのエリアの地域の中で生活出来るということは、極めて大事なことであると思うんですね。今おっしゃるように基本的には原子力政策そのものが、そういったことを加味しながら国の政策の一つとして進んでいる、ということを私は認識はしているわけでございます。

●議長 (小林幸雄) 荒井賢蔵議員。

◆8 番 (荒井賢蔵) 更に環境問題、二酸化炭素排出については、このように言っているんですね。「また被告は、原子力発電所の稼動が二酸化炭素排出削減に資するもので環境面で優れている旨主張するが、原子力発電所でひとたび深刻事故が起こった場合の環境汚染はすさまじいものであって、福島原発事故は我が国始まって依頼最大の公害、環境汚染であることに照らすと、環境問題を原子力発電所の運転継続の根拠とすることは、はなはだ筋違いである。」このように言っているんです。この、原発の方が環境汚染が少なく済むという論理も、厳しく判決の中では批判をしております。以上いろいろ述べましたけれども、町長は、全体を通して何故原発はいけないのか、再稼動してはならな

平成 26 年第 410 回信濃町議会定例会 12 月会議会議録 (2 日目)

いのか、理解していただけましたか。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) いけないのかというよりも、極めて、ことあると大変な事態になる、その事だけは理解をしております。そしてまた、したがって今、私どもの事務枠ではないわけでありますが、基本的にこの安全性というものがですね、しっかりと担保されて、そしてそういう利用が出来る、ということでない、なかなか不安は拭えないという気持ちでございます。

●議長 (小林幸雄) 荒井議員。

◆8 番 (荒井賢蔵) そうであれば、なおさらこれはやはり町長としての意思を外部へ表示する、示す、それは必要だと思うんです。そこはどうですか。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) ですから、基本的には先ほどから言いますように、一つはやっぱり原子力政策は国における安全性の確保も含めて検討し、経過をしてきているわけでございます。そういう中で、先ほど申し上げましたように、いわゆる安全性というものについて充分、命に勝るものはないわけでございますので、その辺に充分留意しながらですね、運営されることを強く望んでいるわけでございます。

●議長 (小林幸雄) 荒井議員。

◆8 番 (荒井賢蔵) そうすると町長は、国や東電に申し入れる、そういう考えはないということですね。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) 前段の方で申し上げました。現段階でそういうことを申し上げるといふつもりは、今持っておりません。

●議長 (小林幸雄) 荒井賢蔵議員。

◆8 番 (荒井賢蔵) 東電や国に、無理であっても、新潟県知事は刈羽原発再稼働を反対しているんですね、今。是非、せめて新潟県知事に、この近隣の市町村、刈羽村だけではなくて、やはりここも 80 キロ圏内、先ほど言いました、250 キロの中では、これは充

平成 26 年第 410 回信濃町議会定例会 12 月会議会議録 (2 日目)

分請求権もあるんだよと、裁判所も言っているんですよ。そういう面で、是非その新潟県の知事に、頑張ってくれというような激励文ぐらいは送ったらどうかと思うんですが、そこはどうですか。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) 具体的なお提案も頂戴しているわけですが、その事も含めてですね、先ほど申しあげました判決内容といいますか、充分見させていただいて、また対応をさせていただきたいと思います。

●議長 (小林幸雄) 荒井議員。

◆8 番 (荒井賢蔵) だいぶ時間もあれしてますので、原発問題はこのぐらいにしますが、是非ひとつ住民の安全ということを考えれば、これ本当に真剣に取り組まなければいけない問題であるという事を指摘して、次に進みます。

次に選挙公約に関して伺います。日本共産党信濃町委員会として行った公開質問の中で、国保・世帯主療養費 9 割給付制度に対して町長の考えを問いましたが、横川町長は 9 割給付制度は維持したいと考えている、というふうに回答があります。改めて、この場ではっきりと継続すると答弁願いたい。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) 国民健康保険の世帯主 9 割給付のご質問でございますが、なかなか大変失礼な言い方かもしれないんですが、比較的所得的にも若干低いと言いますか、国保世帯の皆さんが多いわけでございます。そういう中で世帯主 9 割給付につきましては、大変重要な政策として今までの町政でもやってきております。そういうことも踏まえてですね、私自身もこのことについては継続をしていくと、いう気持ちでございます。

●議長 (小林幸雄) 荒井議員。

◆8 番 (荒井賢蔵) しっかりと、これは守っていくということだというふうに理解をいたしました。

次に、この公開質問の中で、医療費窓口無料化は 37 県で行なっていることを指摘して、県に働きかけるなどして実現を図る考えはありますか、という問に対して、町長は、こう言っているんですよ。「医療機関窓口一時立替払いは、低所得者世帯に、一時的にしても負担が重い。医療機器関係者の理解を得て早期に実現すると考えている。県にも要望していきます。」というふうに回答しておりますが、具体的に、ではいつまでにやるんだ、いつを目途にやるんだ、ということが聞きたいと思うんですが。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) いつまでにやるのかというのは、つまり私の要請行動なりということでございますね。これについてはですね、まさに医療機関にもお答えしたように、医療機関の問題、それから実施機関の問題でございます。そういう意味では、まず実施機関、今までも県もその事は充分承知していると思うんです。要望等については、このことについては私自身も関係筋のほうに、改めて出来るだけ早めに申し入れをさせていただきたいというふうに思っております。

●議長 (小林幸雄) 荒井議員。

◆8 番 (荒井賢蔵) そうすると、すぐにでも医療機関やそういうところにも、いろいろ連絡取りながら動きますよ、ということで良いんですね。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) 医療機関については、私の方から特段、その要請をするというのは如何なものかというふうに思うんです。要は県として、その事に取り組んでいただくように要請行動をするという考えでございます。

●議長 (小林幸雄) 荒井議員。

◆8 番 (荒井賢蔵) 町長、町長は回答の中で、医療機関関係者の理解を得て、と言っているんですよ。やはりそれは、すぐにでも動くよ、その実現目指してやりますよ、ということで良いですね。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) その方向で、町の立場として努力はさせていただく、ということでございます。

●議長 (小林幸雄) 荒井議員。

◆8 番 (荒井賢蔵) 次に、この公約では信越病院の建設を進めますと、はっきりと書いてあるわけでありまして。いつから具体的に取組もうと考えているのか、それはどうですか。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長（横川正知） 信越病院の問題については議員ご承知のように、今、あり方検討委員会というのを前町政の中で発足させ、進められてきて、これが3月の末をもって答申をいただけるというふうに聞いているわけでございます。その辺の答申も待って、私自身も将来、この20年後30年後、そしてまたこの人口構造等々も、その変化も踏まえて、あるいは、また一つは大事なことなんです、町の財政問題ということもございまして。その辺も踏まえながら進めていきたいというふうに思っております。当面どういう方向になるか、また、議会の皆さん方にもご理解をいただきながら、いわゆる財政としてのですね、ゆくゆく必要になる基金といいますか、頭金といいますか、いわゆる手付金といいますか、そういったものについては裏付としてしっかりと持たないと、具体的な行動には移せないというふうに私は思っておりますので、そういうことも踏まえて、また議会の皆さん方にもご理解をいただきたいと。期限をいつにするかということはまだ、今の段階では申し上げられません。

●議長（小林幸雄） 荒井議員。

◆8番（荒井賢蔵） 町長も当然、思っていると思うんだけど、地元の信越病院は、非常に、信濃町の住民にとっては大切な病院なんです。そういう点では多くの住民の意見を聞きながらやっていく、これは非常に大事です。そのために検討委員会も持って、そして何回か開催されたわけですけども、この検討委員会ね、会議がしばらく公開されなかったり、公開しても人数制限をしたり、傍聴者には資料も配布しない、更には詳細なもの、議事録も作っていないなど、ほとんど住民に情報が知らされてきていなかったんです。そこで新町長として、これからどのようにこの病院問題、住民と情報を共有していくのかということ、ここはどうでしょう。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） 私自身のその政治姿勢といいますか、町民の皆さん方との協働の町づくりということも訴えさせていただいてございます。その中で、この病院問題についても既にそういう、あり方検討委員会ということで検討されてきている。今、議員ご指摘のようにですね、その情報がなかなか伝わらないというのも、私自身も実は一町民の立場の時に思っていた部分でございまして。それはともかくとして、将来に向けてどうあるべきかという一つの姿をですね、町がやっぱりある程度責任を持ってお示しをし、そしてまた町民の皆さんに広くご意見も頂戴しながら、皆で作りに上げていく、そして理解の下で成り立っていく、そういう方向性を持たないと、町民の皆さん方の医療に直接関わる問題でございまして、より良い、できる限りこの町として提供でき得る医療体制というものを、ある程度骨格をお示しするというのも大事なだろうなというふうに思っております。

●議長 (小林幸雄) 荒井議員。

◆8 番 (荒井賢蔵) そうすると町長、最低でも詳細な議事録、これぐらいはしっかり取って、そしてそれを公開するというつもりはありますか。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) 失礼ですが、今のあり方検討委員会について、ということのご質問ですか。これについては、まだ私も事務当局から具体的にその辺の内容をしっかりと聞きさせてお聞きしていませんので、経過も踏まえてお聞きするなかで出来るだけ情報としてお出ししたい。確か、あり方検討委員会のスタートから、3 回ぐらいまでは非公開で行われたということで、その後の情報についても、言ってみれば項目情報公開みたいなことになっている。私もちょっと見た状況では、要は中身的に、どういう情報として公開できるのかということもあろうかと思うんですね。その事も充分踏まえて、できる限り情報公開をするというのは、私自身の、いわゆる町政運営に当たってのスタンスでございますので、また事務当局ともよく詰めて、公表出来るものについては情報公開を積極的に進めていきます。

●議長 (小林幸雄) 荒井議員。

◆8 番 (荒井賢蔵) この検討委員会の中で、どのような議論がされているのか、検討委員会はどんなことを考えているのか、そしてその事が住民と、このやっぱり住民の声と合うような方向で、そういうものを作っていかなきゃいけない、というのが基本だというふうに思います。だから、長として、新町長として、やはりそこは是非そういう指導をしてもらいたいと思うんですが、そこはどうですか。そういうふうにやるべきだという指導です。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) 今申し上げましたように、今までの経過も踏まえてじっくり検討させていただいて、私自身のスタンスに基づいてその方向性で進めるべきものは進めたいというふうに思います。

●議長 (小林幸雄) 荒井議員。

◆8 番 (荒井賢蔵) 私ども共産党議員は、今まで過去の中で学校建設のとき等を含めて、ことあるごとに住民合意の上で物事を進める、ということ、一貫して要求してきたわ

平成 26 年第 410 回信濃町議会定例会 12 月会議会議録 (2 日目)

けであります。病院建設は大変大きな問題ですね。したがってこの住民の声を、しっかり把握して、そして住民合意の上で進めることを強く要求しておきます。町長は、それに対してどのように考えますか。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) おっしゃるとおりだというふうに思うんですね、議員の皆さん方にもお願いしたいわけですが、開会にあたってのご挨拶でも申し上げました。私もこの立場は、町民の皆さん方の選挙ということで選ばれた人間でございます。そして、また議員の皆さん方も選挙ということで選ばれた代表でございます。そういうことを踏まえますと、是非議員の皆さん方もこれまで以上に、住民の代表として住民の皆さんの声をしっかりとお伝えいただければ、いうことも合わせてですね、その方向で進めたいというふうに思っております。

●議長 (小林幸雄) 荒井議員。

◆8 番 (荒井賢蔵) 是非ね、そういう立場で住民の声を聞きながら、本当に住民の要望に沿ったような、そういうものにしていって欲しいというように思います。

次に進みます。公約では、義務教育の教材費等保護者負担をなくします、このように言っているんですね。保護者負担をなくす、その内容は、就学援助支給内容と同様だというふうに考えているのかどうか。そこはどうでしょう。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) 義務教育における教材費というふうに私は申し上げさせていただいてきております。一般的にはテキスト等々も含めて、通常授業で学校で必要として使っている、そういう経費については義務教育、この際、町として教育的な配慮も含めて保護者負担をゼロにしたいと、こういうことで今、事務当局にその指示をさせていただいているところでございます。

●議長 (小林幸雄) 荒井議員。

◆8 番 (荒井賢蔵) 今、この就学援助制度というのがあるんですね。この援助内容について、この中には、こういうふうに学用品費、通学用品費、校外活動費、学校給食費、新入学用品費、それから修学旅行費、クラブ活動費、児童生徒会費、PTA 会費等、その町の基準額を限定に支給する、となっているんですね。この中で、給食費、これは含まれますか、どうですか。

平成 26 年第 410 回信濃町議会定例会 12 月会議会議録 (2 日目)

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) 私の今の考えの中では、給食費をその教材費として捉えているという考えは持っておりません。

●議長 (小林幸雄) 荒井議員。

◆8 番 (荒井賢蔵) 給食はね、子供にとって毎日のことであって、給食費の未納はほとんど無いようですけども、支払いが滞ることがあるというふうに聞いております。滞った場合には、現在は担任の先生が督促にあたっているとも聞きました。先生方は大変多忙と聞いております。先生方の仕事量を少なく、少しでも軽くするためにも、子供たちがお金を気にする事なく、どの子も楽しく、おいしい給食を食べられるようにするためにも、給食費を町費負担にする事を検討するつもりはありませんか。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) 今の段階で給食費うん千万円という、年間の負担といたしますかね、なろうかと思いますが、そこまで考えている状況ではありません。なかなか給食費までと言いますと、私自身、健全財政運営ということも一つ公約のなかに掲げて考えさせていただいてございます。そういうことも含めて、今出来る状況にはないだろう、というふうに思っております。

●議長 (小林幸雄) 荒井議員。

◆8 番 (荒井賢蔵) 今、給食費はこの一般会計の中に入っていないんですよね。単独の給食会費になっていて、なかなか実状はよく分からないというような状況ですけども、だからこの、担任が給食費の督促をせざるを得ない、こういう状況になっているんですよね。この総計予算主義、自治体の本来ある総計予算主義から言えば、収入は収入、支出は支出として、この給食費、これも一般会計の方へ入れて、やっていく、それが正しいのではないかなと。これは先生の負担も軽くするし、いろいろな面で良いんじゃないかないうふうに考えますが、このことを検討してみてもらいたいと思うんですがどうですか。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) 何ていうんですか、実務上でいうその総計予算主義の中に、このいわゆる給食費が入ることが、妥当なのかどうなのか、その事も含めて私ちょっとその辺の考えを今持っておりませんので、その辺については所管の方でお答えをさせていただ

きたい。

●議長 (小林幸雄) 静谷教育長。

■教育長 (静谷一男) 今のご質問ですけれども、自治法上の総計予算主義という問題からいたしますと、確かに、公費に近いものであるということで、収入は収入、そして支出は支出という形でするのが理想だというふうに一部思うところもありますけれども、ただ過去の判例、これについて今、いろいろな学校現場の忙しさを言いますけれども、給食費を学校現場に集めることによって子供たちの様子もよく分かるし、担任が家庭の状況も見抜けるという、そういうメリットもあるということで、判例の中では総計予算主義の考え方もあるけれども、学校長が徴収をして収める、そういうことで、行政実例として出ていますので、我々の方ではその実例を基に、今のメリットを生かしながら学校にお願いをしてきていると。そのために今、学校現場では確かに担任は多少苦勞する部分ではありますが、子供たちの様子を把握も出来るという部分からもメリットがありますので、負担はありますがそのために徴収も滞納もないという今状況ですので、このままやっていただければいいのかなというふうに思っております。

●議長 (小林幸雄) 荒井議員。

◆8 番 (荒井賢蔵) 総計予算主義。収入は収入として一般会計へ入れて、そしてまたやるということが、決して今、教育長が言われたことに反するというふうには考えてないんですが、確かに学校で集める、しかしそれは一旦、収入として一般会計へ入れて、そして滞納については、それは教育委員会なりで担当してもらっても良いし、先生たちがやはりその家まで行って督促したり、そういうことをするような、そういうのは先生とやはりこの、父兄といえますか、家庭の皆さんとこれはやはり、感情的にもあまり良いことではないというふうに思うんです。それについてどうですか。

●議長 (小林幸雄) 静谷教育長。

■教育長 (静谷一男) 今、徴収事務の負担のことを申し上げておりましたけれども、学校からそういう形での徴収が非常に難しい家庭については、教育委員会とも相談をさせてもらって、私自身も給食費については、この立場でお願いに行ったこともありますし、学校に全部お任せをしているというわけではなくて、ケースバイケースによっては協力をしながら徴収をしていますので、ご理解いただきたい。

●議長 (小林幸雄) 荒井議員。

◆8 番 (荒井賢蔵) 次に進みます。人口減少対策を最重要課題として取り組みます、こ

平成 26 年第 410 回信濃町議会定例会 12 月会議会議録 (2 日目)

のように述べているんですね。これ非常に多くの項目がありますけれども、これだけは早急にやるという項目、ありますか。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) 私自身、公約の中で出来るものについては出来るだけ早く手を付けたいというふうに思っています。で、今おっしゃられた人口減少に対する対応でございますが、これについてもしっかりと種をまいていけるような体制を早急に、まずこの役場の中で、組織としての位置付けをしっかりとしていきたい。その上で、いろいろな政策を進めていきたいというふうに思っております。

●議長 (小林幸雄) 荒井議員。

◆8 番 (荒井賢蔵) 具体的にはいろいろ出なかったんだけど、ではこちらで具体的に出すけれど、例えば保育料。保育料の軽減について、具体的に考えている事があるだろうと。これ、失礼けれども松木前町長は公約の中で、「保育料を第 2 子は半額、3 子は全額、これは同時通園でなくてもいいんだよ」ということを公約で掲げました。横川町長もそういう立場で良いですか、どうですか。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) 保育料の軽減についてなんですが、これ実は私もこの選挙中はあまりよく承知はしていなかった部分がございます、実は子ども子育て支援制度ということの改正によりまして、保育料の額は国が定める上限額が新たに示され、市町村が決定することになっている。保育料については、27 年度から、所得税から住民税による階層区分に変更になると、現在担当しておられる教育委員会で 27 年度の保育料の原案を作中でありまして、軽減についても、当然町の財政状況も勘案しながら作成してもらおうように指示をさせていただいているところでございますが、要はその、子育て支援制度の法改正に伴って、どういう内容になるかということを見極めて、その上で対応させていただくということでございます。

●議長 (小林幸雄) 荒井議員。

◆8 番 (荒井賢蔵) 子育て支援、これは非常に大事な問題。以前松木町長のときに私、この場でも言いましたけれども、やはり信濃町は、他所よりもこういう点はその子育て支援がしっかりしているんですよ、皆さん、若い人達、大いに信濃町へ来てくださいますよ、このことを、しっかり町の態度として発信する必要があると思うんですよ。そして若者が入って来てもらって、多くの、やはりもちろん家庭の事情もあるけれども、

平成 26 年第 410 回信濃町議会定例会 12 月会議会議録 (2 日目)

子供を生み育て、そのことによって人口減少にも歯止めがかかる、こういう内容になるわけですから、ぜひこれは町長、非常に大事な問題ですから、しっかりとここのところを早急に信濃町へ来てください、いうふうに胸を張って言えるように是非やってもらいたい、いうふうに思うんですがどうですか。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) おっしゃるように私自身は、その子育て制度ということのみならず、この人口減少というものをどう抑えていくかということ、一番のテーマとして今後、町政運営をさせていただきたいということも、訴えもさせていただいたわけでございますので、そのことも含めて、総合的に、町の仕事というのは総合行政でありますので、そういう部分部分の中でしっかりと築き上げながら、総合的に評価される、そういう町づくりをしていかないと、なかなか人口減少対策ということにも言えないんじゃないか、その辺しっかりと頑張っていきたいというふうに思っています。

●議長 (小林幸雄) 荒井議員。

◆8 番 (荒井賢蔵) 大いに期待もし、我々も出来ることであれば大いに協力もする事を約束しながら、時間ですので私の質問を終わります。ありがとうございました。

●議長 (小林幸雄) 関連質問のある方。9 番・森山議員。

◆9 番 (森山木の実) 議席番号 9 番・森山木の実です。今、荒井賢蔵議員の質問の中で、病院のあり方検討委員会のことが出ました。情報公開するように町長から指導するよという話も出ましたけれども、これ設置条例がありましてね、設置条例のこの次の規則の中で、委員会の運営について必要な事項は委員長が委員会に諮って決めると。これは、ですから病院のあり方検討委員会が委員会として議事録を取らない、それから 6 日前までに申し込まないと傍聴はできない、当日は駄目、それから傍聴者に資料は配布しない、これはどうも、委員会で決めたようなんですね、規則に則って。ですからそれも「決めたようですね」というのは、議事録がないから分からない。ということで、町長、これに関しては、本当にどう思われるか。今、条例どおりに動いてるというわけですから指導も出来ませんし、この事態を、情報公開として町長はどうお考えなのか、お聞きしたいんですが。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) 私、先ほど申し上げましたように、やっぱりその、物事には経過があるわけですね。どういうふうな理由でそういうことを委員会といいますか、そこで

平成 26 年第 410 回信濃町議会定例会 12 月会議会議録 (2 日目)

決められたか、その事も実態として充分、現場のと言いますか、意見もですね、聞かせていただいて対応しなきゃいけないというふうに思ってね、で、委員会で委員長が決めたから云々ということは、それは大事にする必要が規則上もあると思うんですが、そのことを以って、全て出来ない、ということでもないだろうというふうに、私実は考えている部分があります。ですから、ちょっとくどいようですが、今までのその決めた経過というもの、我々も、我々という言い方は大変失礼なんですけど、実は私もまだ分からないわけです。その辺で「納得できる」「なるほど」ということであれば、その事をむしろ森山議員さんにも町民の皆さんにもご説明する必要があるだろうというふうに思っております。

●議長（小林幸雄） 森山議員。

◆9 番（森山木の実） その決めた経過は議事録に残っていないものですから、根拠がないですね、いくら聞いても。それでも、今からでも、委員長が、やっぱり議事録を取ろう、当日でも傍聴者が来ても入れるようにしよう、と思って委員会に諮って委員会の総意でまた決まれば、今からでも議事録を取っても遅くはないんですけれども、町長がどんな意図、経過だったかなと委員会に聞きまして、それで、「あ、そうか」と分かって、それを私たちに情報公開してくれるとおっしゃっても、その根拠というものがないんですよ、議事録がないから。例えば私たちが、公文書公開請求をしても出てくるわけがないんです、議事録がないんですから。こういう事態というのを、私はちょっとやっぱりいけないなと思ひまして、前回、委員会の基本条例を作ったらどうかという提案をしたんですけれども、全体の、こういう審議会・検討委員会、全体に網がかかる委員会基本条例、その中で議事録を取ることをしっかりうたったらどうかと思って提案もしたりしてみました。今、関連質問ですからこのことに関しては言いませんけれども、病院についてそのアンケートも本当に、どう言ったらいいやら、あまり言うちょっと誹謗中傷になりそうな気がしますので言いませんけれども、もうちょっと町民の意向を汲むようなアンケートだったら良かったなと思うんですけれど、町長はアンケートをご覧になりましたか。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） 私もアンケートにお答えした1人でございます。なかなか答えづらい内容だったなということでございます。

●議長（小林幸雄） 森山議員。

◆9 番（森山木の実） 本当に町民の大事な病院ですから、その新しい姿を検討している病院のあり方検討委員会、委員の皆さんには敬意を表するものですが、でも、できたら

平成 26 年第 410 回信濃町議会定例会 12 月会議会議録(2 日目)

町民と共に歩む、あり方検討委員会であって欲しいと、それを、新町長も是非その経過を聞いてみるとおっしゃっていただいたので、是非そういう行動をしていただきたいと要望しまして、関連質問を終わります。

- 議長（小林幸雄） 以上で、荒井賢蔵議員の一般質問を終わります。
この際、11 時 5 分まで暫時休憩といたします。

(午前 10 時 53 分)